

1 開催日時

令和5年6月20日（火）18:00～

2 開催場所

宇部市役所4階 会議室 4-2

3 議 題

・議案なし

・その他の事項

宇部市教育支援委員会委員の任命について

宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について

宇部市立図書館協議会委員の任命について

宇部市学校給食運営委員会委員の任命について

寄附の報告について

令和4年度(2022年度) 宇部市教育支援委員会委員名簿【任期2年目】

区分	氏名	備考
一号委員 学識経験者	1 安平 秀行	元琴芝小学校校長
	2 浅谷 友香	社会福祉法人 扶老会 ハイツふなき 相談支援専門員 精神保健福祉士
	3 森本 裕子	宇部フロンティア大学 学長推薦 心理学部 心理学科 講師 思春期疫学
	4 三島 瑞穂	山口県公認心理師協会 会長推薦 公認心理師
二号委員 医 師	5 村上 俊雄	宇部市医師会 小児科・アレルギー科
	6 小早川 節	宇部市医師会 内科・心療内科
	7 高橋 一雅	山口大学医学部附属病院 新生児学 小児発達
三号委員 関係行政機関職員	8 野島 智彦	宇部児童相談所長推薦 公認心理師 (宇部地区担当)
四号委員 関係教育 機関職員	9 吉田 衆一	宇部市小学校サブセンター校校長 (岬小校長) 小学校特別支援教育研究会 会長
	10 奥住 徹	宇部市中学校サブセンター校校長 (神原中校長) 中学校特別支援教育研究会 会長
	11 中田 直宏	宇部総合支援学校 校長推薦 教諭 地域コーディネーター
	12 西田 久美江	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 小学校地域コーディネーター
	13 磯田 和秀	中校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 中学校地域コーディネーター
	14 三隅 和恵	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 小学校特別支援教育研究会副理事長
	15 吉田 進	中校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 中学校特別支援教育研究会理事
	16 正木 圭子	宇部市保育連盟 会長推薦 宇部市立第二乳児保育園 園長
	17 木村 香奈子	宇部市私立幼稚園連合会 会長推薦 精華幼稚園 園長
	任期: 令和3年(2021年)6月1日～令和5年(2023年)5月31日【2年間】	



令和5年度(2023年度) 宇部市教育支援委員会委員名簿【任期1年目】

区分	氏名	備考
一号委員 学識経験者	1 安平 秀行	元琴芝小学校校長
	2 ヒエダ 稗田 暢子※1	社会福祉法人むべの里光栄 総合相談支援センターぶりずむ
	3 ハチ 廿 麻乃	宇部フロンティア大学 学長推薦 短期大学部 保育学科 講師
	4 三島 瑞穂	山口県公認心理師協会 会長推薦 公認心理師
二号委員 医 師	5 村上 俊雄	宇部市医師会 小児科・アレルギー科
	6 小早川 節	宇部市医師会 内科・心療内科
	7 松隈 知恵	山口大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター 助教
三号委員 関係行政機関職員	8 飯田 直子	宇部児童相談所長推薦 児童心理司
四号委員 関係教育 機関職員	9 吉田 衆一	宇部市小学校サブセンター校校長 (岬小校長) 小学校特別支援教育研究会 会長
	10 岡田 浩典	宇部市中学校サブセンター校校長 (神原中校長) 中学校特別支援教育研究会 会長
	11 木坂 千明	宇部総合支援学校 校長推薦 教諭 地域コーディネーター
	12 西田 久美江	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 小学校地域コーディネーター
	13 江見 泰子	中校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 中学校地域コーディネーター
	14 三隅 和恵	小学校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 小学校特別支援教育研究会副理事長
	15 桜井 綾菜	中校特別支援教育研究会 会長推薦 教諭 中学校特別支援教育研究会理事
	16 江本 美穂	宇部市保育連盟 会長推薦 宇部市立第二乳児保育園 園長
	17 木村 香奈子	宇部市私立幼稚園連合会 会長推薦 精華幼稚園 園長
	任期: 令和5年(2023年)6月1日～令和7年(2025年)5月31日【2年間】 ※1 任期: 令和5年(2023年)6月14日～令和7年(2025年)5月31日	

(設置)

第一条 障害のある児童、生徒等(次条において「障害児等」という。)に対する早期からの教育に関する相談及び支援並びに就学に関する指導、就学後の適切な教育その他の必要な教育的支援(次条において「教育支援」という。)の充実を図るため、宇部市教育支援委員会(以下「教育支援委員会」という。)を置く。

(平二六条例四六・全改)

(所掌事務)

第二条 教育支援委員会は、宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、障害児等に係る教育支援に関する事項を調査審議する。

(平二六条例四六・追加)

(組織)

第三条 教育支援委員会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 医師
- 三 関係行政機関の職員
- 四 関係教育機関の職員

(平二六条例四六・旧第二条線下・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二六条例四六・旧第三条線下・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第五条 教育支援委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつて定める。

3 委員長は、教育支援委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平二六条例四六・旧第四条線下・一部改正)

(会議)

第六条 教育支援委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二六条例四六・旧第五条線下・一部改正)

(部会)

第七条 教育支援委員会に、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは部会を置くことができる。

2 部会は、教育支援委員会の委員で組織する。

3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

4 前二条の規定は、部会に準用する。

(平二六条例四六・旧第六条線下・一部改正)

(庶務)

第八条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(平二六条例四六・旧第七条線下・一部改正)

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、教育支援委員会の運営について必要な事項は、委員長が教育支援委員会に諮って定める。

(平二六条例四六・旧第八条線下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年十二月二十六日条例第四十六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第二条第二項の規定により任命された宇部市就学指導委員会(以下この項において「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第三条第二項の規定により宇部市教育支援委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされ

る委員の任期は、改正後の第四条第一項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第四条第二項の規定により選任された委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の第五条第二項の規定により委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

(宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 4 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年条例第二十四号)の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

令和4年度(2022年度) 宇部市いじめ問題調査委員会委員名簿【任期2年目】

氏 名		所 属
1	川上 初美	宇部市医師会
2	大江 公哉	山口県弁護士会
3	松尾 尚子	山口県公認心理師協会
4	山中 翔平	山口県社会福祉士会
5	和泉 研二	山口大学 教育学部

任期: 令和3年(2021年)7月1日～令和5年(2023年)6月30日【2年間】



令和5年度(2023年度) 宇部市いじめ問題調査委員会委員名簿【任期1年目】

氏 名		所 属
1	松岡 尚	宇部市医師会
2	大江 公哉	山口県弁護士会
3	杉浦 崇仁	山口県公認心理師協会
4	山中 翔平	山口県社会福祉士会
5	和泉 研二	山口大学 教育学部

任期: 令和5年(2023年)7月1日～令和7年(2025年)6月30日【2年間】

○宇部市いじめ問題調査委員会条例

平成二十七年三月三十一日

条例第十六号

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）にいじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 市立の小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）において発生した法第二十八条第一項の重大事態に係る事実関係に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第三条 調査委員会は、委員八人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第四条 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任されていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第六条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

宇部市立図書館協議会委員任命の件

新たに任命された委員

区 分	氏 名	性別	所属・役職名	任期
学校教育の関係者	能美 三枝子	女	吉部小学校 校長	令和5年6月9日 ～ 令和6年5月31日
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	井上 公仁	男	宇部市PTA 連合会 副会長	令和5年6月9日 ～ 令和6年5月31日

辞任した委員

区 分	氏 名	性別	所属・役職名	任期
学校教育の関係者	吹上 静恵	女	原小学校 校長	令和4年6月1日 ～ 令和5年3月31日
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	三村 美和	女	宇部市PTA 連合会 副会長	令和4年6月1日 ～ 令和5年5月26日

宇部市立図書館協議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職名	在任開始	任期	備考
学校教育の関係者	ノミ ミエコ 能美 三枝子	吉部小学校 校長	令和5年6月9日	令和5年6月9日 ～令和6年5月31日	宇部市小学校長会 推薦
	スキハラ サナエ 杉原 早苗	黒石中学校 校長	令和4年6月1日	令和4年6月1日 ～令和6年5月31日	宇部市中学校長会 推薦
社会教育の関係者	ホンダ サチヨ 本田 幸代	グリムの会 副会長	令和2年6月1日	令和4年6月1日 ～令和6年5月31日	図書館登録団体 グリムの会 推薦
	アリタ タカ 有田 卓子	くれよん 副代表	令和2年6月1日	令和4年6月1日 ～令和6年5月31日	図書館登録団体 くれよん 推薦
	カワイ スミエ 川井 澄江	点訳 すずかけの会 副会長	令和2年6月1日	令和4年6月1日 ～令和6年5月31日	図書館登録団体 点訳すずかけの会 推薦
	エグチ エイコ 江口 英子	対面朗読の会 会長	令和2年6月1日	令和4年6月1日 ～令和6年5月31日	図書館登録団体 対面朗読の会 推薦
家庭教育の向上に資する活動を行う者	キシタ アキコ 岸下 明子	宇部市母子保健 推進協議会 理事	令和4年6月1日	令和4年6月1日 ～令和6年5月31日	宇部市母子保健 推進協議会 推薦
	イノウエ キミヒト 井上 公仁	宇部市PTA連合会 副会長	令和5年6月9日	令和5年6月9日 ～令和6年5月31日	宇部市PTA連合会 推薦
学識経験者	シンカイ カナエ 新開 奏恵	宇部フロンティア大学 教授	令和4年6月1日	令和4年6月1日 ～令和6年5月31日	宇部フロンティア大学 推薦
	マシナガ マモル 枘永 墨	(株)宇部日報社 編集局 次長	令和2年6月1日	令和4年6月1日 ～令和6年5月31日	(株)宇部日報社推薦

○宇部市立図書館協議会設置条例

昭和二十八年六月二十三日

条例第四十四号

改正 昭和三十五年三月三〇日条例第七号

平成二四年三月三〇日条例第一三号

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四条第一項の規定に基づき、宇部市立図書館に宇部市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平二四条例一三・一部改正）

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから宇部市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験者

（平二四条例一三・全改）

第三条 委員の定数は、十人以内とする。

（平二四条例一三・追加）

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二四条例一三・旧第三条繰下・一部改正）

第五条 委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも、これを解任することができる。

（平二四条例一三・旧第四条繰下）

第六条 委員には、別に条例の定めるところにより報酬を支給し、及びその職務を行うために要した費用を弁償する。

（平二四条例一三・旧第五条繰下）

第七条 協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平二四条例一三・旧第六条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年三月三十日条例第七号）

この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日条例第十三号）
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

宇部市学校給食運営委員会委員名簿

令和5年7月1日～令和7年6月30日

機関・団体名	役職名等	氏名	新・継	備考
PTA連合会	西岐波中学校	三吉数真	新	
PTA連合会	厚南小学校	本橋壮志	新	
PTA連合会	原小学校	小川勝巳	新	
PTA連合会	新川小学校	古谷直也	新	
学校薬剤師会	(宇部薬剤師会)	末富裕美子	継	
宇部健康福祉センター	(県宇部健康福祉センター)	川崎由紀子	継	
小学校長会	原小学校長	岩崎知恵子	新	
小学校長会	厚南小学校長 (厚南学校給食共同調理場所長)	藤中俊臣	新	
中学校長会	常盤中学校長	松岡千鶴	継	
中学校長会	上宇部中学校長	森田成寿	新	
栄養教諭・学校栄養職員連絡協議会	琴芝小学校栄養教諭	西村弓恵	継	
教育委員会事務局	教育次長	水津正実	新	
教育委員会事務局	学校教育課指導係長	堀宏治	継	
教育委員会事務局	西岐波学校給食共同調理場所長	楫間茂樹	新	

宇部市学校給食運営委員会規程

平成十三年三月二十九日

教委規程第二号

(設置)

第一条 本市における学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市学校給食運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育委員会に意見を具申する。

- 一 給食物資の購入に関する事。
- 二 給食費の額に関する事。
- 三 給食費の納入に関する事。
- 四 学校給食センターの運営に関する事。
- 五 学校給食の安全及び衛生管理に関する事。
- 六 その他学校給食の運営に関する事。

(平二四教委規程三・一部改正)

(組織)

第三条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、委員二十人以内をもって組織する。

- 一 教育次長
- 二 学校給食共同調理場所長
- 三 小学校長代表及び中学校長代表
- 四 PTA 連合会代表
- 五 関係保健衛生機関代表
- 六 学識経験者
- 七 学校栄養士代表
- 八 その他学校給食に関係ある者で教育委員会が指名するもの

(平一六教委規程二・平二二教委規程二・一部改正)

(職務)

第四条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(平二九教委規程五・一部改正)

(会議)

第六条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、学校給食課において処理する。

(平二二教委規程二・一部改正)

(委任)

第八条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

2 宇部市学校給食共同調理場設置条例(平成七年条例第三十八号)で定める学校給食共同調理場(宇部市学校給食センターを除く。)の運営その他必要な事項については、別に定める。

(平二二教委規程二・一部改正)

附 則

1 この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

2 宇部市学校給食センター運営協議会規程(昭和四十二年教育委員会規程第一号)は、廃止する。

附 則(平成十六年六月二十八日教委規程第二号)

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(平成二十二年三月二十六日教委規程第二号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年八月一日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年六月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十九年七月一日から施行する。

寄 附 (5月分)

令和5年6月20日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和5年5月9日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として (平成24年度から通算133回目)